

令和7年度 月別・会場別講習等計画表 <松本会場>

区分	種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
教実 習技	移動式クレーン運転士（つり上げ荷重5 t以上）			2~7 (月~土)				20~25 (月~土)				2~7 (月~土)	
	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3 t以上）（※）	7~11 (月~金)	7~9・12~13 (水~金・月~火)	2~6 (月~金)	7~11 (月~金)	18~22 (月~金)	22~26 (月~金)	20~24 (月~金)	10~14 (月~金)	8~12 (月~金)	13~17 (火~土)	2~6 (月~金)	2~6 (月~金)
技	車両系建設機械（解体用）運転 （機体質量3 t以上）	30 (水)		30 (月)			8 (月)		17 (月)		23 (金)		27 (金)
	不整地運搬車運転 （最大積載量1 t以上）		1~2 (木~金)		28~29 (月~火)			29~30 (水~木)			26~27 (月~火)		
能	高所作業車運転 （作業床の高さ10m以上）	17~18 (木~金)	22~23 (木~金)	11~12 (水~木)	11~12 (金~土)	4~5 (月~火)	12~13 (金~土)	27~28 (月~火)	25~26 (火~水)	23~24 (火~水)	28~29 (水~木)	12~13 (木~金)	18~19 (水~木)
	小型移動式クレーン運転 （つり上げ荷重5 t未満）	※松本会場 <small>で</small> 小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習（計5日間）の日程の初日から3日間となります。											
習	フォークリフト運転 （最大荷重1 t以上）（※） ※赤字は休日講習	14~17 (月~木)	19~22 (月~木)	16~19 (月~木)	1~4 (火~金)	6~9 (水~土)	16~19 (火~金)	14~17 (火~金)	4~7 (火~金)	15~18 (月~木)	19~22 (月~木)	24~27 (火~金)	23~26 (月~木)
				6/28~29→7/5~6 (土・日→土・日)	22~25 (火~金)			4~5→11~12 (土・日→土・日)				2/28~3/1→3/7~8 (土・日→土・日)	
	ショベルローダー等運転 （最大荷重1 t以上）（※）		13~16 (火~金)							17~20 (月~木)			
セ ッ ト 講 習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5 t未満）+ 玉掛け（つり上げ荷重1 t以上） セット講習	1~5 (火~土)	26~30 (月~金)	23~27 (月~金)		25~29 (月~金)	9/29~10/3 (月~金)			1~5 (月~金)		16~20 (月~金)	
	玉掛け（つり上げ荷重1 t以上）+ クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5 t未満）セット講習	21~25 (月~金)			14~18 (月~金)		1~5 (月~金)				5~9 (月~金)		
特 別 教 育	クレーン運転 （つり上げ荷重5 t未満）	10~11 (木~金)	12~13 (月~火)	12~13 (木~金)		21~22 (木~金)	25~26 (木~金)	30~31 (木~金)	19~20 (水~木)	11~12 (木~金)		9~10 (月~火)	30~31 (月~火)
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3 t未満）	28~29 (月~火)		20~21 (金~土)			4~5 (木~金)		27~28 (木~金)	25~26 (木~金)			9~10 (月~火)
	ローラー運転 （無制限）	23~24 (水~木)					1~2 (月~火)				29~30 (木~金)		
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m未満）			9~10 (月~火)				28~29 (火~水)					16~17 (月~火)
	フォークリフト運転 （最大荷重1 t未満）		26~27 (月~火)							22~23 (月~火)			
	巻上げ機（ウインチ）					25~26 (月~火)							11~12 (水~木)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	9 (水)		9 (月)		20 (水)		14 (火)		19 (金)		9 (月)	
安 衛 教	刈払機取扱作業安全衛生教育		1 (木)				11 (木)						13 (金)
	フォークリフト業務従事者安全衛生教育			23 (月)					18 (火)				
	はい作業従事者安全教育						22 (月)						

1) 月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。

2) 講習の各コースの受講開始日は、いずれも日程の初日です。（※）の種目第1コースを受講される日程は、上記日程の初日、2日目（計2日間）となります。